

第1回「市教育施設の使用料」部会での協議の内容

開催日時	平成 17 年 7 月 7 日(木) 19:00 ~ 21:06
開催場所	市役所大会議室 A・B
出席委員	20 人全員
出席職員	市長以下, まちづくり市民会議事務局, 教育委員会職員など 8 人
主な質問 【教育委員会担当者からの概要説明を受けて】	<p>【質問】 小野田市で使用料徴収を始めた時期とその算出根拠は。</p> <p>(回答) 他の施設と勘案して決定した金額を供用開始時から徴収し, 現在も当初のままの金額となっています。</p> <p>【質問】 夜間照明のある施設はどのような管理か, プリペイドカードを使っているのか。</p> <p>(回答) 市の施設の夜間照明の点灯, 消灯は管理人が行っています。中国電力のグラウンドはカードを使用しているようです。</p> <p>【質問】 今回の協議には, 他の施設【公民館, 文化会館など】が含まれているのか。青年の家の施設はどうか。</p> <p>(回答) 今回, 条例の一部改正を行った市の学校施設と体育施設を対象としています。青年の家の体育施設【使用料の規定あり】は財団法人の管理であり対象外です。</p> <p>【質問】 使用料で個人と団体の違いは。</p> <p>(回答) 個人競技(卓球・テニスなど)と団体競技で分類しています。</p> <p>【質問】 減免措置はあるのか。</p> <p>(回答) スポーツ少年団等の使用については, 減免規則により, 免除しています。</p>
主な意見など	<p>●無料にするべき</p> <p>(理由) ・負担がふえる ・市民が市の施設を使用するのは無料でよい ・スポーツ振興・健康保持のために広く利用させるべき</p> <p>●使用料徴収もやむをえない</p> <p>(理由) ・電気料などの経費がかかるので, ある程度の負担は必要と思うが, 他市と比べて高すぎないか ・料金設定を低く抑えるべき</p> <p>●受益者負担の原則から使用料徴収は当然</p> <p>(理由) ・使用する者としめない者の公平化を図る観点から使用料徴収は当然</p> <p>●その他</p> <p>・使用料を取られるのではなく, 市民の市政への参加の仕方であり, 市民として施設の利用や維持管理に対して使用料を払うのか, どうかを考えるべき ・市政のムダをまず見直し, 経費の節減に努めて, それから使用料徴収を考えるべき</p>